標柱二十四号から三三七度一二分二七秒　二十五号
六・四八四メートルの地点
標柱二十五号から三一二度二四分二秒　二十六号
六・七八二メートルの地点
標柱二十六号から二九一度八分一九秒　二十七号
一〇・八二〇メートルの地点
標柱二十七号から二四七度五二分二五秒　二十八号
九・二三四メートルの地点
標柱二十八号から一七一度二五分四七秒　二十九号
六・九七九メートルの地点
標柱二十九号から一八六度〇分〇秒　三十号
一〇・二〇八メートルの地点
標柱三十号から一四八度三〇分〇秒　三十一号
七・二二一メートルの地点
標柱三十一号から二一三度八分三一秒　三十二号
一二・九五九メートルの地点
標柱三十二号から一九二度一三分一秒　三十三号
七・七九二メートルの地点
標柱三十三号から一四八度一八分一六秒　三十四号
七・九七七メートルの地点
標柱三十四号から二〇二度四六分二八秒　三十五号
七・三〇六メートルの地点
標柱三十五号から二六八度八分九秒　三十六号
二・二一三メートルの地点
標柱三十六号から三五三度一八分九秒　三十七号
九・八七七メートルの地点
標柱三十七号から三二九度二二分三三秒　三十八号
一二・七六二メートルの地点
標柱三十八号から三〇五度九分三六秒　三十九号
九・二二三メートルの地点
標柱三十九号から三四八度四九分三秒　四十号
七・〇四九メートルの地点
標柱四十号から二七四度五四分一〇秒　四十一号
九・六五三メートルの地点
標柱四十一号から三二九度四五分一秒　四十二号
三・〇六九メートルの地点
標柱四十二号から二六度二五分四一秒　四十三号
六・一七〇メートルの地点
標柱四十三号から四八度二六分四二秒　四十四号
一〇・九五五メートルの地点
標柱四十四号から一三度一二分一秒　四十五号
六・〇五二メートルの地点
標柱四十五号から三三四度四二分三五秒　四十六号
四・三八二メートルの地点
標柱四十六号から九度四六分三九秒　四十七号
八・三九七メートルの地点
標柱四十七号から四七度五八分二九秒　四十八号
六・四九九メートルの地点
標柱四十八号から四六度五八分五二秒　四十九号
九・五三二メートルの地点
標柱四十九号から八八度二〇分二六秒　五十号
七・三九〇メートルの地点
標柱五十号から八度四〇分〇秒　五十一号
四・五四六メートルの地点
標柱五十一号から三二三度三六分二四秒　五十二号
八・一七四メートルの地点
標柱五十二号から二七〇度五六分四四秒　五十三号
四・四八四メートルの地点
標柱五十三号から三〇五度一八分四二秒　五十四号
八・五四六メートルの地点
標柱五十四号から三五七度二六分三秒　五十五号
四・二四四メートルの地点
標柱五十五号から六一度一六分一九秒　五十六号
八・七九二メートルの地点
標柱五十六号から一五度四八分二七秒　五十七号
六・五〇五メートルの地点
標柱五十七号から一〇度七分三〇秒　五十八号
九・八八一メートルの地点
標柱五十八号から五四度三一分五七秒　五十九号
五・一三二メートルの地点
標柱五十九号から七二度四三分三二秒　六十号
六・二三〇メートルの地点
標柱六十号から三五六度三二分三八秒　六十一号
七・六一四メートルの地点
標柱六十一号から三五一度一七分一四秒　六十二号
九・〇三七メートルの地点
標柱六十二号から二度五分二八秒　六十三号
五・三一七メートルの地点

二　山田川左支渓

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県神戸市北区山田町下谷上

字西丸山　一〇五番三　一号
一〇五番一　二号及び三号
九七番一　四号から十七号まで
九七番三　十八号
一〇六番一　十九号から二十四号まで

○国土交通省告示第二百四十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月二十八日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月二十八日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名　中央自動車道西宮線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	
京都市伏見区中島秋ノ山町六番から同市伏見区中島秋ノ山町七番地先まで	前	最大	一六〇（メートル）
		最小	三二（メートル）
	後	最大	一六〇
		最小	三二

国会事項

衆議院

質問書提出

三月二十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防衛大学校卒業式における任官拒否者の取り扱いに関する質問主意書（大西健介提出）

司法試験出願者数の激減に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

私人である内閣総理大臣夫人の意向を忖度して働く国家公務員の行為の意味に関する質問主意書（**逢**坂誠二提出）

名古屋環状二号線の段差に関する質問主意書（本村伸子提出）

インターネット販売やテレビショッピングに関する質問主意書（中根康浩提出）

防衛大学校の任官辞退者の卒業式分離に関する質問主意書（初鹿明博提出）

安倍総理の言う「関係」に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

報告書受領

三月二十四日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告

参議院

議事日程

三月二十七日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第十号

平成二十九年三月二十七日（月曜日）

午後四時三十分開議

第一　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

報告書受領

三月二十四日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受領した。

また、同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく南スーダン国際平和協力業務の実施の状況の報告を受領した。